

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- 適正な取引先と公平・公正なパートナーシップを築き、相互の信頼・研鑽・協力のもと、新たな企業価値創造や、新規事業創出に取り組んでいきます。
- IT化の推進を主としたインフラ整備や、より効率的な新たな仕組みの構築等により、サプライチェーン全体での生産性向上を図ってまいります。
- 健康経営の取組みを、自社内に留まらず、取引先にも広く推奨し、サプライチェーン全体で健康経営が浸透・拡充するよう支援してまいります。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。具体的には、下請事業者からの協議の申入れがあった場合には応じるとともに、当社から定期的な協議の場を設定し、下請事業者と十分に取引価格について協議し、その結果を書面で交付します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とするよう努めます。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

○従業員が当社の「経営理念」「行動基準」に則って、適時適切に判断・行動できるよう、定期的な振り返りや、OFF-JTによる研修・教育を実施してまいります。

○特に、「企業は社会の公器」であり、取引先とは「共存共栄」の関係にあるという経営理念を念頭に置いた日々の営業活動を通じて、取引先との長期的な信頼関係の構築や、当社への率直なご意見を踏まえた継続的な改善に取り組んでいきます。

○下請事業者との取引に関しては、「親事業者の4つの義務と11の禁止事項」を全従業員に理解させ、法令遵守を徹底してまいります。

2024年5月13日

パナソニック カーエレクトロニクス株式会社
企 業 名

代表取締役社長 荒屋 和浩
役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。